

ひとり親世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響による、ひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する生活支援として、臨時特別給付金を支給します。給付金は「基本給付」と「追加給付」があり、要件を満たす方は手続きが必要となる場合があります。

1 支給対象者

- ① 令和2年7月に6月分の児童扶養手当の支給を受けた方
- ② 公的年金などを受給していて、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

2 支給・申請	給付種類	項目	①の対象者	②の対象者	③の対象者
基本給付	支給額 申請 支給時期	支給額	1世帯5万円 ※第2子以降1人につき3万円加算		
		申請	不要	必要	
		支給時期	8月中の予定		可能な限り速やかに
追加給付	支給額 申請 支給時期	支給額	1世帯5万円 新型コロナウイルスの影響で収入が減少した場合		
		申請	必要	必要	
		支給時期	可能な限り速やかに		

※ 対象者①の方には、「児童扶養手当現況届」の送付時に案内文書などを同封します。

※ 対象者の②③の方で、児童扶養手当の受給資格がある方には、「児童扶養手当現況届」の送付時に案内文書などを同封します。

※ 児童扶養手当の申請をしていない方で、対象者の③に該当することが想定される方は連絡してください。

問い合わせ先：子育て支援課 子育て支援グループ ☎85-2021

特別定額給付金(10万円)の申請はお済みですか？ 期限は8月20日です

特別定額給付金の申請期限は8月20日（当日消印有効）までとなっておりますので、申請をお忘れなく行ってください。また、郵送申請書が届いていない方は、大変お手数ですが下記まで連絡してください。

- 1 申請期限 8月20日(木)
※郵送申請の受付開始日を早めたため、変更しましたので注意してください。
- 2 給付要件
 - ① 4月27日時点において町の住民基本台帳に記録されていた方。
 - ② 給付金を請求できる方は、その方の属する世帯の世帯主。
 - ③ 世帯構成員1人につき10万円。
- 3 申請方法
 - ① オンライン申請（マイナンバーカードやインターネット環境などが必要）
 - ② 郵送申請（5月19日以降、各世帯主宛てに郵送しています）
- 4 給付金の振り込み
申請書を受領後、おおむね5日から10日前後を予定。
※振り込みの通知はしませんので、通帳記帳により入金をご確認ください。

問い合わせ先：新型コロナウイルス対策室（総務課内） ☎82-8783

感染症対策を想定した災害時避難を

防災講座

台風や豪雨などの災害が発生し、町が避難所を開設した際、多くの方が避難所へ避難する場合がありますことから、3密を避けられず、新型コロナウイルスなどに感染するリスクが高まります。町としても感染症対策として、避難者への日常的な検温や家族間距離2m以上の確保、各避難所にマスクや消毒用アルコールのほか、体調不良者のためのテントなどを準備していますが、大規模な災害が発生し、多くの避難所を開設した場合には対応できない可能性があるため、非常用持ち出し品に右記の物を加えて準備しておくようにしましょう。

感染症防止の備え

マスク、体温計、消毒液、石けん、
タオル、スリッパ、ビニール袋など



問い合わせ先：総務課 危機管理室 ☎85-3080